

5 パートタイム労働者はいつでも解雇できると思っていませんか？

パートタイム労働者であっても自由に解雇はできません。

☆ 妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申し出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています。また、妊娠中及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、妊娠・出産等を理由とする解雇ではないことを事業主が証明しない限り無効となります。

☆ 権利の濫用に当たる解雇は、労働契約法の規定により、無効となります。また、パートタイム労働者についても、解雇しようとする場合には、少なくとも30日以上前に予告するか、30日以上分の平均賃金を支払わなければなりません。

【有期労働契約(期間の定めのある労働契約)の場合】

雇止め(契約を更新しないこと)の場合には、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に定められた以下の措置を講じなければなりません。

① 雇止めの予告

有期労働契約(3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している場合)に限り、また、あらかじめ契約を更新しない旨を明示している場合を除く)を更新しないこととする場合には、少なくともその契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をすること。

② 雇止め理由の明示

雇止めの予告をした場合又は雇止めの後に、パートタイム労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なく交付すること。

また、以下のような期間の解雇は労働基準法で禁止されています。

- ・ 労働災害で療養中の期間とその後30日間
- ・ 産前産後休業中とその後30日間